



東京

税理士法人東京総合会計

円満な相続対策と
計画的な事業承継を

業種
税理士主な対象地域
東京、神奈川、埼玉、千葉

有資格者数			
税理士 5 (2)	公認会計士 3 (1)	弁護士 0 (2)	職員数 30
司法書士 0 (2)	行政書士 0 (0)	その他資格 4 (0)	
※()は提携法人・個人数			

得意とする分野・業界

- 法人の税務相談
- 相続税相談
- 事業承継相談
- 国際税務相談(英語、中国語)
- 中国企業の税務相談

主な顧客層

- 事業会社
- 不動産オーナー
- 金融資産家
- 外資企業

安心な相続プランの提供
①相続計画を丁寧に聞く
長い人生で苦労して築いた大切な財産を、どのように遺族に引き継がたいのか丁寧にお聞きします。

②争いの無い遺産分割
相続した後で遺産分割の内容をめぐり、遺族の間で争いになる事はご本人の気持ちに沿いません。争いのないアドバイスをします。

③老後の生活資金を確保
ご本人の人生の最終期を楽しんで暮らすことを優先し、ご本人の

④無理な節税対策をすると税務調査で否認され、加算税を課されます。節税対策で購入した不動産の借入金返済に、遺族が資金繰りに困るかもしれません。

⑤納税資金を確保する
相続財産の構成(金融資産、不動産)内容と評価額の計算により、納税資金対策をします。生命保険の活用等を検討します。

⑥会社の後継者を選定
親族内の事業承継の候補者を選定する場合には、新しい事業承継税制の特例制度を利用して、納税猶予の計画書を作成し承認を得ます。親族内の候補者がいない場合には、社内幹部の人物へ承継、外

⑦10年間の納税猶予特例の適用
非上場会社の一定期限以下に対しては、納税猶予の特例を適用し無税で事業承継が出来ます。

⑧2023年3月末日迄に計画書を提出すると27年末日迄に自株を後継者に贈与すると贈与税が納税猶予され、それ以後の相続時にも相続税が猶予されます。



佐々木 秀一

代表社員

公認会計士、税理士

慶應義塾大学経済学部卒。
日本経済新聞社を経て
トーマツ監査法人パートナー。
英国トウェンロス
会計事務所駐在。
ロンドン大学LSE修士課程修了。
元日本公認会計士協会国際委員会委員長。

日経MOOK

相続 & 事業承継 プロフェッショナル 名鑑 [2020年版]

『よくわかる相続』編集部 編

Professional Services

Certified Public Tax Accountants,
Certified Public Accountants,
Lawyers, etc

日本経済新聞出版社